

# 離島等供給約款以外の供給条件

(電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置)

2026年1月1日 実施



九州電力送配電

2025年12月16日 20251205 資第6号 承認

この離島等供給約款以外の供給条件は、電気事業法第21条第2項ただし書の規定により離島等供給約款以外の供給条件として承認を受けたものであります。

# 離島等供給約款以外の供給条件の内容

## 1 適用範囲

この離島等供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は、離島等供給約款〔低圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔低圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔低圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔低圧用〕をいいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さままたは離島等供給約款〔高圧・特別高圧用〕（2025年4月1日実施。以下「離島約款〔高圧・特別高圧用〕」といいます。ただし、当該離島約款〔高圧・特別高圧用〕が届出により変更された場合は、変更後の離島約款〔高圧・特別高圧用〕をいいます。）にもとづき高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 適用期間

- (1) 適用期間は、(2), (3)および(4)の場合を除き、令和8年1月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までといたします。
- (2) 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの(1)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款〔低圧用〕における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(1)にいう検針日は、応当日といたします。
- (3) 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、(4)の場合を除き、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう検針日は、計量日といたします。

(4) 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さまに係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含みます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、(1)に準ずるものといたします。この場合、(1)にいう各月の検針日は、その月の翌月の初日といたします。

### 3 燃料費調整

燃料費調整とは、離島約款〔低圧用〕における15（定額電灯）(4)もしくは20（公衆街路灯）(1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16（従量電灯）(1)ニ、19（臨時電灯）(1)ハ、23（臨時電力）(3)イ、24（農事用電力）(2)口(イ)、附則3（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）(2)もしくは附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(1)ホの料金、16（従量電灯）(2)ニ、16（従量電灯）(3)ホ、17（季時別電灯）(5)、18（高負荷率型電灯）(5)、19（臨時電灯）(2)ハ、19（臨時電灯）(3)口、20（公衆街路灯）(2)ニ、21（低压電力）(5)、22（低压季時別電力）(4)、23（臨時電力）(3)口、24（農事用電力）(1)ハ、24（農事用電力）(2)口(ロ)、25（深夜電力〔防霜用〕）(4)、附則6（時間帯別電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則7（ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置）(5)、附則8（深夜電力のお客さまについての特別措置）(2)ニ、附則9（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(4)もしくは附則10（第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置）(2)の電力量料金または離島約款〔高圧・特別高压用〕における15（業務用電力）(5)、16（業務用電力Ⅰ）(3)、17（産業用電力）(5)、18（産業用電力Ⅰ）(3)、19（臨時電力）(3)、20（臨時電力Ⅰ）(3)、21（かんがい排水用電力）(5)、22（自家発補給電力）(1)ハまたは(2)ハ、23（自家発補給電力Ⅰ）(1)ハまたは(2)ハ、24（予備電力）(3)、附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5)、附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)もしくは附則5（第2深夜電力のお客

さまについての特別措置) (5)の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

## 4 料 金

### (1) 低圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [低圧用] における15 (定期電灯) (4)もしくは20 (公衆街路灯) (1)口の電灯料金もしくは小型機器料金、16 (従量電灯) (1)ニ、19 (臨時電灯) (1)ハ、23 (臨時電力) (3)イ、24 (農事用電力) (2)ロ(イ)、附則3 (公衆街路灯のお客さまについての特別措置) (2)もしくは附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (1)ホの料金または16 (従量電灯) (2)ニ、16 (従量電灯) (3)ホ、17 (季時別電灯) (5)、18 (高負荷率型電灯) (5)、19 (臨時電灯) (2)ハ、19 (臨時電灯) (3)ロ、20 (公衆街路灯) (2)ニ、21 (低压電力) (5)、22 (低压季時別電力) (4)、23 (臨時電力) (3)ロ、24 (農事用電力) (1)ハ、24 (農事用電力) (2)ロ(ロ)、25 (深夜電力 [防霜用]) (4)、附則6 (時間帯別電灯のお客さまについての特別措置) (5)、附則7 (ピークシフト電灯のお客さまについての特別措置) (5)、附則8 (深夜電力のお客さまについての特別措置) (2)ニ、附則9 (第2深夜電力のお客さまについての特別措置) (4)もしくは附則10 (第2深夜電力のお客さまの5時間供給についての特別措置) (2)の電力量料金は、離島約款 [低圧用] に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ)a、bまたはcにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1 (燃料費調整額の算定) (2)ロ(イ)dにより算定される場合は、別表1 (燃料費調整額の算定) (3)イによつて算定された燃料費調整額をえたものといたします。

### (2) 高圧で供給を受ける場合

2 (適用期間) に定める適用期間の離島約款 [高圧・特別高圧用] にお

ける15（業務用電力）(5), 16（業務用電力I）(3), 17（産業用電力）(5), 18（産業用電力I）(3), 19（臨時電力）(3), 20（臨時電力I）(3), 21（かんがい排水用電力）(5), 22（自家発補給電力）(1)ハもしくは(2)ハ, 23（自家発補給電力I）(1)ハもしくは(2)ハ, 24（予備電力）(3), 附則3（負荷率別契約のお客さまについての特別措置）(5), 附則4（深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)または附則5（第2深夜電力のお客さまについての特別措置）(5)の電力量料金は、離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定める燃料費調整によらず、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)口(口)a, bまたはcにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)口によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が別表1（燃料費調整額の算定）(2)口(口)dにより算定される場合は、別表1（燃料費調整額の算定）(3)口によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

## 5 その他の

その他の事項については、離島約款〔低圧用〕または離島約款〔高圧・特別高圧用〕に定めるところによるものといたします。

# **別 表 燃 料 費 調 整**

## 別 表 燃 料 費 調 整

### 1 燃料費調整額の算定

#### (1) 平均燃料価格

##### イ 低圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

##### ロ 高圧で供給を受ける場合

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された

値といたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0028$$

$$\beta = 0.1819$$

$$\gamma = 1.0863$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

## (2) 燃料費調整単価

### イ 基準となる燃料費調整単価

(イ) 本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、基準燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a 低圧で供給を受ける場合で、定額電灯、従量電灯、臨時電灯、公衆街路灯、低圧電力、臨時電力または農事用電力のとき。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場

合

別表 2 (基準単価)

$$\text{基準燃料費} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，41,100円以下の場合

別表 2 (基準単価)

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (c) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

合

平均燃料価格は，41,100円といたします。

別表 2 (基準単価)

$$\text{基準燃料費} = (41,100\text{円} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

- b 低压で供給を受ける場合で，a 以外のとき

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

合

別表 2 (基準単価)

$$\text{基準燃料費} = (27,400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回る場合

合

別表 2 (基準単価)

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 27,400\text{円}) \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

- c 高圧で供給を受ける場合

- (a) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

合

別表 2 (基準単価)

$$\text{基準燃料費} = (46,100\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

- (b) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回る場合

合

別表2(基準単価)

$$\text{基準燃料費} = (\text{平均燃料価格} - 46,100\text{円}) \times \frac{\text{の基準単価}}{1,000}$$

## (ロ) 基準燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用する燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a 各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、b, c および d の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
令和7年9月1日から 令和7年11月30日までの期間	令和8年1月の検針日から 令和8年2月の検針日の前日 までの期間
令和7年10月1日から 令和7年12月31日までの期間	令和8年2月の検針日から 令和8年3月の検針日の前日 までの期間
令和7年11月1日から 令和8年1月31日までの期間	令和8年3月の検針日から 令和8年4月の検針日の前日 までの期間

b 低圧で供給を受ける場合で、定額制供給のときの各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は、a に準ずるものといたします。この場合、a にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、離島約款【低圧用】における臨時電灯、臨時電力および農事用電力Bで、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合には、a にいう検針日は、応当日といたします。

c 高圧で供給を受ける場合で、記録型計量器により計量し、かつ、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせしたときは、dの場合を除き、各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整

単価適用期間は、 a に準ずるものといたします。この場合、 a に  
いう検針日は、 計量日といたします。

d 契約種別ごとの契約電力が500キロワット以上のお客さま（高圧  
で電気の供給を受ける場合に限ります。また、これらのお客さま  
に係る自家発補給電力、自家発補給電力Ⅰおよび予備電力を含み  
ます。）で、検針日が毎月初日のお客さまについては、各平均燃料  
価格算定期間に応する基準燃料費調整単価適用期間は、 a に準  
ずるものといたします。この場合、 a にいう各月の検針日は、そ  
の月の翌月の初日といたします。

□ 2 (適用期間) に定める適用期間に使用される電気に適用する燃料  
費調整単価

(イ) 低圧で供給を受ける場合

a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{調整単価} &e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} & \end{aligned}$$

c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、 e に定める特別措置の燃料費調整単価  
を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} &\text{ 基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、 e に定める特別措置の燃料費調整単価以  
上となる場合

燃 料 費 = 基準燃料費調整単価 -  
調整単価  
e に定める特別措置の燃料費調整単価

e 特別措置の燃料費調整単価

(a) 令和 8 年 1 月の検針日から令和 8 年 3 月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに 1 月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの 1 灯につき	1 7 円 4 8 錢
	10ワットをこえ20ワットまでの 1 灯につき	3 4 円 9 6 錢
	20ワットをこえ40ワットまでの 1 灯につき	6 9 円 9 1 錢
	40ワットをこえ60ワットまでの 1 灯につき	1 0 4 円 8 7 錢
	60ワットをこえ100ワットまでの 1 灯につき	1 7 4 円 7 8 錢
	100ワットをこえる 1 灯につき100ワットまでごとに	1 7 4 円 7 8 錢
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの 1 機器につき	5 2 円 2 0 錢
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの 1 機器につき	1 0 4 円 4 1 錢
	100ボルトアンペアをこえる 1 機器につき50ボルトアンペアまでごとに	5 2 円 2 0 錢

(ii) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量  
(入力) によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	1円41銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	2円82銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	2円82銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	28円17銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	28円17銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	29円61銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	14円81銭

(iv) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 錢 7.40	円 錢 14.80	円 錢 29.61	円 錢 44.41	円 錢 59.21	円 錢 74.01

(v) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりとい  
たします。

1 契約につき	450円00銭
---------	---------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	4円50銭
------------	-------

(b) 令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間

i 定額制供給の場合

(i) 定額電灯および公衆街路灯A

特別措置の燃料費調整単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5円83銭
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	11円65銭
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	23円30銭
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	34円96銭
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	58円26銭
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	58円26銭
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	17円40銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	34円80銭
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	17円40銭

(ii) 臨時電灯 A

特別措置の燃料費調整単価は、契約負荷設備の総容量  
(入力) によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	47銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	94銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	94銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	9円39銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	9円39銭

(iii) 臨時電力

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力1キロワット1日につき	9円87銭
契約電力0.5キロワットの場合1日につき	4円94銭

(iv) 農事用電力B（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1日につき	円 錢 2.47	円 錢 4.93	円 錢 9.87	円 錢 14.80	円 錢 19.74	円 錢 24.67

(v) 深夜電力 A

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりとい  
たします。

1 契約につき	150円00銭
---------	---------

ii 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

1 キロワット時につき	1 円 50 銭
-------------	----------

(ロ) 高圧で供給を受ける場合

- a 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} + \\ \text{調整単価} & \quad e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- b 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円の場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \\ \text{調整単価} & \quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- c 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価  
を下回る場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} & \quad \text{基準燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- d 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が46,100円を上回り、かつ、  
基準燃料費調整単価が、e に定める特別措置の燃料費調整単価以  
上となる場合

$$\begin{aligned} \text{燃 料 費} &= \text{基準燃料費調整単価} - \\ \text{調整単価} & \quad e \text{ に定める特別措置の燃料費調整単価} \end{aligned}$$

- e 特別措置の燃料費調整単価

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

- (ア) 令和8年1月の検針日から令和8年3月の検針日の前日まで  
の期間

1 キロワット時につき	2 円 30 銭
-------------	----------

(b) 令和8年3月の検針日から令和8年4月の検針日の前日までの期間

1 キロワット時につき	80銭
-------------	-----

(3) 燃料費調整額

イ 低圧で供給を受ける場合

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計といたします。

b 臨時電灯A, 臨時電力, 農事用電力Bおよび深夜電力A

燃料費調整額は、(2)によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の燃料費調整額は、最低料金適用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の燃料費調整額は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

ロ 高圧で供給を受ける場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基 準 単 価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

### (1) 低圧で供給を受ける場合

#### イ 定額制供給の場合

##### (イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

電 灯	10ワットまでの1灯につき	5 3 錢 0 厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	1 円 0 5 錢 9 厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2 円 1 1 錢 9 厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	3 円 1 7 錢 9 厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	5 円 2 9 錢 8 厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	5 円 2 9 錢 8 厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	1 円 5 8 錢 3 厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	3 円 1 6 錢 5 厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	1 円 5 8 錢 3 厘

##### (ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	4 錢 3 厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	8 錢 6 厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	8 錢 6 厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	8 5 錢 4 厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	8 5 錢 4 厘

(八) 臨 時 電 力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	89銭8厘
-----------------	-------

(二) 農事用電力B（脱穀調整需要）

基準単価は、次のとおりといたします。

契 約 電 力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	4キロワット	5キロワット
1 日 に つ き	円 錢 厘 0.224	円 錢 厘 0.449	円 錢 厘 0.898	円 錢 厘 1.346	円 錢 厘 1.795	円 錢 厘 2.243

(ホ) 深 夜 電 力 A

基準単価は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き	13円64銭0厘
-------------	----------

□ 従量制供給の場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キ ロ ワ ッ ツ 時 に つ き	13銭6厘
---------------------	-------

(2) 高圧で供給を受ける場合

基準単価は、次のとおりといたします。

1 キ ロ ワ ッ ツ 時 に つ き	9銭8厘
---------------------	------

### **3 燃料費調整単価等のお知らせ**

当社は、別表1（燃料費調整額の算定）(1)の各平均燃料価格算定期間に  
おける1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天  
然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および別表1（燃料費調整額の  
算定）(2)によって算定された燃料費調整単価をインターネットを利用する  
方法等によりお知らせいたします。